

武家名目抄稿

儀式部四臨時

六

和	書	門	類
二	五	二	〇
六	七	六	六
四	四	九	九
冊	架	函	號

內	閣	文	庫
和	書	類	類
二	五	二	〇
六	七	六	六
四	四	九	九
冊	架	函	號

內閣文庫	
番號	和 25206
冊數	457 (263)
函號	153 275



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



武家名目抄稿第六冊

儀式部四目錄

臨時

將軍宣下上





武家名目抄稿第六冊

儀式部四臨時

將軍宣下上

公卿補任去散位前大納言正二位源賴朝

十四建久三年七月十二日為征夷大將軍

吾妻鏡云建久三年七月廿日庚寅大理飛

脚參著去十二日任征夷大將軍其餘書差

勅使欲被進之由被申送去廿五日丙申

勅使廳官肥後介中原景良同康定等參著
可持參征夷大將軍除書也兩人各著任例
列立于鶴岳齋庭以使者可進除書之由申
之被遣三浦義澄義澄相具比企左衛門尉
能負和田三郎宗實兵郎從十人各甲詣宮
寺請取彼狀景良等問名字之處介除書未
到之間三浦次郎之由名謁畢則歸參幕下
御東帶豫出御西廊義澄捧持除書膝行而進

之千萬人中義澄應此役面目絕妙也亡父
義明獻命於將軍訖具勲功雖剪鬚難酬于
沒後仍被抽賞子業云々除書云右少史三
善仲康內舍人橋實俊中征夷使大將軍源
賴朝從五位下源信友左衛門督通參陣參
議兼忠卿書之將軍事本自雖被懸御意于
今不令達之給而法皇崩御之後朝政初度
殊有沙汰被任之間故以及勅使云々又為

知家沙汰點武藏守亭招勅使經營云々

按平家物語に頼朝卿將軍宣于壽永二年の事と云るのあやまりなり思ふにこの本位あ後ちうれに混して誤り傳へし成へし抑平家物語にこの年月の誤れとありに宣下の或家と布書と合を考れと潤色の文もありと云ゆれと當時の事を記するもの外に不見か

しよりて次り列せり

平家物語云 征夷將軍 院宣條 去程に鎌倉前右に

衛佐頼朝居りし征夷將軍此院宣以下

を侍御使ハ左史生中原泰定と云ふ

壽永二 十月四日關東へ下る多衛佐殿宣ひせり

ハ抑頼朝武勇此名譽長き子候居る

征夷將軍の院宣紙数あるを是を私

りてハいつては請取するべき御宣の辨

海ありて遠取ありて赤とて家宮へつり
糸白のれ多連八幡の鶴岡にたゞせ路あり
地形石清水と遠りの廻廊あり樓門あり
他乃十餘町越えくくしつり抑後室をは
うれして、遠取ありてと評定有三浦
介義澄して遠取ありて一其政ハ八ヶ園
子守へてとる弓取三浦平右郎若嗣り末葉
ありて其上父大介也君のため子奉を授け

兵ありハ彼義明の黄泉の迷暗を照あきらん
の考とつて一院室の末使泰定ハ家子
二人郎等十人々しつり三浦介も家子二
人郎等十人々しつり二人の家子ハ
和田三郎宗実比本藤四郎能負なり郎等
十人をは大名十人しつり一人は、倣子志
うとられつり三浦介その日ハうちめむ
番子黒糸威比鑑名と黒漆比左刀をいさ

廿四日... 此は... 滋藤の...
子... 甲... 院... 宣... 清... 取... 夫... 夫... 夫...
け... は... 只... 今... 院... 宣... 清... 取... 夫... 夫... 夫...
... 誰... 人... 名... 系... 孫... 人... 宣... 云... け... 進... 兵... 清... 佐...
... 佐... 乃... 字... 也... 恐... 進... 走... 人... 三... 浦... 分... と... 名... 系...
... 氏... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... つ... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...

清佐... 乃... 字... 也... 恐... 進... 走... 人... 三... 浦... 分... と... 名... 系...
... 氏... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... つ... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...
... 系... 一... 名... 系... 之... 浦... 蓋... 次... 郎... 義... 院... と... 一... 名...

長持子入てまうけたり紺蓋摺白布千結
を法めり蓋蓋をまうて美羅也

按頼朝御將軍室下此等源平廢衰記に
も見へて大切の事書に相別しといへ
ともあやまうをも多く書かへたれは

信用すべにたりにしうて引用せし

^{下并}神皇正統記云頼朝は從五位下前右多
佐守也一が義仲追討の賞に越階して正

四位下に叙す平氏追討乃賞に又越階し

と從二位に叙す建久の初も也一が義

宗上り去て也うて一後には權大納言に任

じ又右近大將を兼は頼朝志きりに辭し

中を凡中殿意によらして御尋ありとそ不

とかく辭退してをとの鎌倉の事をみな

人下里しその此等征夷大將軍に兼任を

うまはりて下北有東方此等々に制する

吾妻鏡云正治元年二月六日戊辰羽林殿頼家
下本月廿日轉左中將給同廿六日宣下云
續前征夷將軍源朝臣遺跡宜令彼家人郎
從等如舊奉行諸國守護者彼狀到著間
今日有吉書始
又云建仁二年八月二日癸酉京都使者參
去月廿二日左金吾叙從二位補頼家征夷大將
軍給之由申之

按この時勅使鎌倉へ下向のるありて

按中云へ

増鏡云新増北のうこハ北條の四郎と

きまさりむを免ありそのまゝにをれと

ぬらりあり右郎をまより家といひおと

をハさうともやきこゆ兄をやうてうら

つ、ゆへ建仁二年六月廿二日從二位回

口將軍内せん一紙たすをた又のと一と

元弘のうゝにたうれ

卷六廿七丁ノ方

愚管抄云うゝ又美。東。御。軍。の。方。子。ハ。頼。家。

又叙二位左衛門督。成頼。頼。朝。の。将。軍。の。あ。

と。ふ。ゆ。き。れ。ハ。範。季。中。納。言。兼。あり。し。と。き。

清。つ。う。ゆ。ま。は。う。え。し。た。と。し。て。有。程。よ。云。

按抄書に此の時勅使下向ありしよしと

るし多れと吾妻後之傳のあし多し

帝王編年記云右中将従三位源朝臣實朝

若將軍頼家卿同母弟也童名萬壽建仁三

年九月七日叙従五位下十二歳同日為征

夷大將軍同年十月廿四日任右兵衛佐

按本書實朝公の童名を萬壽と云ふ

兵乱にこれよりあしと云ふ所は吾妻後

愚管抄等童名を千幡と云ふこと

とに之禮を湯に水に去るるゝゝ後あ
けおくるり

業資王記云建仁三年九月八日癸酉關東
實朝被補征夷大將軍、夜除目也

吾妻鏡云建仁三年、月廿七壬戌將軍家

有御讓補沙汰以關西三十八ヶ國地頭職

被奉讓舍弟千幡君實朝十歲以關東二十八箇國

地頭并惣守護職被充御長子一幡君六九

月十五日庚辰幕下大將軍二男若君字千幡君

為關東長者七日被下從五位下位記并征

夷大將軍宣旨其狀今日到著于鎌倉云々

愚輩抄云かくて京へりくをさめり世て

子方成家元服少多勢て實朝と云名と京

より路りて建仁三年十二月八日也

て將軍宣下十々して未木さかく為記

實朝を面ふして其をさる

按本書任りを廿二月八日とすは九
月八日の誤漏く引用する如の依書
皆九月七日勿れハ八日も又七日の誤
と云へたれとも業資主記ハ七日の誤
乃降目と申れハ八日に撃をらとく
乃一のりまゝとる也
兼上久下兵部記云 志やう志んの條 序をと
うとの万一由濟せんつまこ云うとらう

てちやうきやうの由何とをつを建
仁三年九月七日と云と一十二さう
志由ある志あしおき日也夷火
志中うくのせんをらうか
尊卑分脈云 道家男 檢別當 征夷將軍 正二
位 權大納言 右衛門督 民部卿 母公 姪公 女
號七條將軍住關東
吾妻鏡云承久元年己卯七月十九日壬子

左大臣 道家賢息 歲二母公經卿女建保六年正月十六日寅刻誕生

下向関東是故前右将後室禪尼重将軍舊

好之故為繼其後嗣依申請之本月三日可

有下向之由宣下同九日参社春日 乘車殿上人一人

十人在共云々 同十四日於左府有魚味

之儀同十七日院参 賜御馬御 同廿五日自

一條之亭渡六波羅則進癸云々今日午刻

入鎌倉著于右京権大夫義時朝臣大倉亭

堀内南方此
間構新造屋

按本書重将軍舊好之故云々と云るハ

初め頼朝卿の妹為原能保卿のいとよ

通く生々女子を西園寺公經の妻と

、生々女子を光明寺道家公細流

ひてのち頼朝卿を生々ありハそのゆ

りりを

卷十四

公卿補任云藤頼経 五十嘉禄二正廿七正五

下同日右少將為征夷大將軍

^六吾妻鏡脫漏云嘉祿二年正月十日丙寅御

任官并征夷大將軍宣下事等以信綱依可

被申於京都今日被調御書助教師負寅日

不書於奏書之由雖申之為急事之間被宥

申十一日丁卯今朝佐々木四郎左衛門尉

信綱為使節令上洛十三日戊戌佐々木四

郎左衛門尉信綱自京都歸參正月廿七日

有將軍宣下又任右近衛少將令叙正五位

下給是下名除目之次也其除書等持參之

十四日己亥信綱依召參御所賜御劔使節

勤仕之故也武州令授之給

^{三十一}百練抄云承久元年六月廿五日戊子今日

左府息童^{賴經}二下向關東是為將軍可被居住

鎌倉云々仍武士等多以扈從

^{三十四}增後云^{新給}とくく下とて此をいり

よき君うち一ふくく一すえく將軍よか
一うてまつく世路へと公経の大臣よ中
のちせくれをあんおんとお目をまよ九
条北有大臣みち家とのうくも二北お
と、のまむをめありう北まきく君りう
頼経の二よあり路ををく一きこえん
と九条路北うぬくもまむまことあくんも
あふ一あうくお目一とさこの路ぬる北

と一北の六月廿五日よあつまみてうてま
つり^七月廿九日とおを一ま一つぎぬむ
つぎ北中の路阿りさまををくかう一り
あをいまひをらんやううてよろりの
まきあうく右京権ちまよ一時の朝臣心
北ま、あれと一の人のま子北一やうく
んよありうぬくもこれうも一めちか
くよく北平家のちりかむ身世のまきよ

人のゆめふりともりのちハりのま
ちありうと一と喜ハ大明神ありせ
れ^不ふと^不はつ^不此より君此在ちとにこ
そあり^不希の

尊卑分脈云頼経男 從二左中將征夷將軍

母内大臣家良或中納言親範女

吾妻鏡云寛元二年五月五日甲辰新左衛

門尉盛時自京都馳下所持参去月廿九日

除書也新冠任右近衛少将叙從五位上又
令蒙將軍宣旨給云々盛時為此、^去

月廿二日令進癸訖

按本書廿九日除書也と云^えるを、

、以下廿八日と此^もなる文を以て考

る不疑くハ廿八日の叙降自あり一故

り廿九日のととも此^もなる也

百練拵云寛元二年四月廿八日戌戌有^二小

除目征夷大將軍藤原賴嗣

正三位藤原朝臣讓去廿

一日御元服云々即任右近少將被叙從五位上

位上

保曆間記云寬元二年四月廿一日將軍

若君元服之給之賴嗣卜申之同月廿八日

征夷將軍同日任右少將

帝王編年記云三品宗尊親王後嵯峨院弟

一皇子御母從一位平棟子棟基一建長四

年正月八日御元服即叙三品三月十九日

行啓關東自仙院御在所入六波羅左近大

夫將監長時宿館自件館兼御輿進癸參議

左中將源顯方御左中將長雅朝臣也下武

士清々扈從四月一日征夷大將軍宣下十

一歲

一代要記云後嵯峨天皇皇子宗尊親王

一呂中務卿母從一位平棟子仁治三年正月

二十一日誕生建長四年四月一日為征夷將軍。

百練抄云建長四年二月卅日甲申關東飛

脚到來三品親王尊為征夷將軍可有御下

向云々三月十八日壬寅左大臣參入被宣

下三品宗尊親王帶劔亥十九日癸卯三品

親王尊令下向關東給四月一日甲寅左大

臣參入被宣下征夷將軍亥。

吾妻鏡云建長四年二月廿日甲戌和泉前

司行方武藤左衛門尉景賴為使節上洛是

奧州相州當將軍被辭執權申上皇第一三

宮之間可有御下向之由依申請也其狀相

州自深筆奧州被加判處也他人不知之云

々三月五日己丑辰剋京都飛脚參着于關

東是先日上洛使節和泉前司行方武藤左

衛門尉景賴就奏聞就宮御下向事自去一

日於仙洞連々有御其泚汰殿下每度參給但
三歲宮后十三歲宮大納言二品腰兩所之間何御
方可有御下向哉事依被尋仰下之兩六波
羅所馳申也奧州相州等會合被經群議十
三歲宮可有御下向之旨被申之仍及同日
申刻飛脚歸洛六日庚寅藤次左衛門尉泰
經為御使上洛行程七箇日云々是宮御下
向之間條々事依被仰六波羅大夫將監長

時朝臣也彼朝臣并可然在京人等可令供
奉之由云々十七日辛丑三品親王閔東御
下向事於仙洞有御泚汰條々今日沼定云
々十八日壬寅親勅授宣下上卿左大臣平兼
公云十九日癸卯今曉三品親王閔東御下
向也自仙洞入御六波羅八葉辰一點令起
六波羅給御輿也四月一日甲寅寅一點親
王自閔本御出未一尅出御固瀨宿御迎人

之參會此所小時立中經小町口入御相州
御亭于時申也奧州相州前右馬權頭村政甲斐
前司泰秀出羽前司行義下野前司泰綱秋
田城介義景等豫候庭上御輿入南門寄寢
殿土御門宰相中將被候之其後有碗飯之
儀奧州沙汰給二日乙卯城次郎賴景為御
使上洛無為御下着事為被奏問也五日戊
午及晚六波羅飛脚小林兵衛尉到著是所

持參將軍宣旨案文也正文來十一日可被
請取官使權少允已可進癸云々奧州相州
被參會令披見之給而彼官使下向饗祿事
尋先例可有沙汰之由被經許議之處建久
記不分明之由出羽前司行義民部大夫康
連等申之云々宣旨狀云三品宗親王右被
左大臣宣備件親王宜為征夷大將軍建長
四年四月一日大外記中原朝臣師兼奉

梅宗尊親王此年十一歳にまゝ
を布書十三歳迄と記するハ不審あり
よりて考るに將軍北武將に倚り臨
母幼稚りまゝさんよりハニツ成ま
し十三歳と被書有るに評議あり
らんもけうりかへ仁治三年に成
生あれハ建長四年に實に十一歳ある
事諸書ありやうらうら

増鏡云 烟のすゑ さて北院の弟一乃みこを
雪巻

右中臣平北武経のり乃ぬ一のむきめ
四條院小兵衛乃ち以いとまきぬらひ
うらん鈕しよつきてまうり万のさり
志のゆゑまらんしるはやまのまを
らにゆめもの一臨り一々當代むま
れさせ臨ひよ一のまを紅をとおハ
しまたりゆゑ建長元年迄まゝに二乃

やきんきーつゝき初うういづく給へれハ
いあ〜つまを思ひうえぬふ沛あまう北
あや城わとく〜物子つやあまを思ひ
ま^ひ元々源氏もやな〜左てまつ〜ま
しなや相ほななをあら福を〜みま
まてあつまの阿る〜な〜きこえとむ
と相ほ〜建長四年正月八日院の沛ま
へまをほううふり〜院法門の成らん媽

くあもほ〜相〜は〜津〜津うさなな
くれきあ^らをつ〜給やう〜三品のか^ら
あ〜浦り給はと〜十一なう〜中つ
うさ御むの〜親王と中ををあま〜ま
三月十九日都をい〜給う北日志やうく
んのせん〜わ〜り給う〜法〜免〜を
つ〜侍らぬや上下めつ〜くおも
し〜ろをいひさ〜く趣〜まむ〜

ありまのりとも阿保のほり六を羅
よりも名あふもの十人あをくりみく
るめんとう先版上人如とう新やあ方と
まいるも院中のほりこう子むやううあ
へー系ー古にさう〜ぬともうきり阿ら
んつうさあう少とちやをさりりああま
ーとせおほせ〜とさる何事も〜人う
らみあるとんえ〜うき〜とにらあほー

うありまとにちやけとなり院はほを古
禮よ全万は家と何る。あらんよ起りー
〜く花やうさハちうふ〜とちー院乃う
へも志のひてあり〜うち此ほとりあほ
車う〜、まらんーをうけらるそあハ
れまう〜ーけあくほれまひまようつく
ーけまてま〜とおさーまをま〜
のちのーもあまれまう〜ーけぬーと

心 きこしゆ

按布書出系のり子將軍宣下あり

いへる旨あり

保曆間記云建長四年四月一日後嵯峨院

四宮中務卿宗尊親王ト申ヲ奉請下征夷

將軍ト又宮ノ將軍ニテ下ラセ給始也

皇胤紹運録云惟康親王始賜源姓從二位左近

中將權中納言右大將征夷大將軍母攝政

兼經公女

一代要記云文永三年七月二十四日以惟

康王宗尊親王為征夷將軍

公卿補任云源惟康文永三七廿四從四下

同日為征夷大將軍同七十二賜源朝臣

姓

指鏡云北北乃字ハ步子此これやまのみ

二に志やうんをゆつり七月八日小

法の有り者なりさきくあつまふて世の中
をたきてはうくかぬーとさうと此の時
あひて左京の権方まほさむく此細臣と
なり時むひとつあたと記あり細臣のち
やくーほさむくいふー時細臣乃四郎あ
りこれらゝあとおとあひて中はうさの
みこの成子このあほのひめ君此成を
ふり此ー孫あわゝ君此三子なり孫一か

うそ七月廿七日志中うくんめせんー
うあゝせ給やうて世あー給ぬさて川孫
たうの中かこんをほつうひまてあつま
へりされあとしてくるーうくぬ成とよ
ありぬとて言ハ十月ハうりよあせうめ
いめん院の法あといちみうとまてのと
うちあへあうつろひあり

將軍執権次第云々明親王三品建治二年九

月十一日誕生正應二年十月一日立親王
同六日御元服同十日自仙洞渡御六波羅
北方同日御出京同廿五日入鎌倉即日吉
書始評定始十一月九日為將軍
按次三引る勅仲記并に歷代皇紀一代
要記等十月とあるに布書十一
月とするは誤成へ

勅仲記云正應二年十月九日乙卯親王久明今

夜被宣下征夷大將軍事頭中將冬季朝臣
奉行上卿内大臣殿令奉行給坊門中納言
冷泉宰相左大弁宰相參陣
皇胤紹運錄云守邦親王二品征夷大將軍
左大將中納言中將
歷代皇紀云德治三年八月式部卿忠明親
王入洛著御二條富小路七日東使前常陸
众行頭上洛申將軍宣下事云々十日有將

軍宣下守邦云々九月十九日征夷大將軍

守邦親王立親王云々

皇年代畧記云德治三年八四將軍或經卿

久明親王入洛十日將軍宣下守邦云々

保曆間記云德治三年延慶元年八月當將軍久

明親王御上洛アリ同日廿七日彼ノ親王ノ

御子守邦御母惟康親王御女征夷大將軍ニ成給ケ

リ

按布書位日諸書とたりへり上に引る

皇年代畧記皇年代畧記号子後ひて廿七

日ハ十日の深とあり

皇胤紹運録護良親王後醍醐皇子兵部卿元妙

法院主尊雲法親王天名座主号大塔宮還

俗征夷將軍於關東被誅

大平記云公家一統同年ノ六月三日護良大塔

宮志貴ノ毗沙門堂ニ御座有卜闡工シカ

ハ畿内近國ノ勢ハ不及申京中遠國ノ兵
マテモ人ヨリ先ニト馳参ケル間其勢頗
盡天下泰平大半又ラニト侈シ云々依之主上
右大辨宰相清忠ヲ勅使ニテ被仰ケルハ
天下已ニ鎮テ偃七德之餘威成九功之大
化處ニ猶動干戈被集士卒之條其要何事
乎次四海騷乱ノ程ハ為遁敵難一旦其容
ヲ雖被替俗躰世已ニ靜謐ノ上ハ急歸剝

髮深衣姿門跡相承ノ業ヲ事トシ給ヘシ
トソ被仰ケル宮清忠ヲ御前近ク被召勅
答申サセ給ケルハ今四海一時ニ定テ万
民誇無事化依陛下休明德由微臣籌策功
矣而ニ足利治部大輔高氏僅ニ以一戰功
欲立其志於萬人之上今若乘其勢微不討
之取高時汰師逆惡加高氏威勢上者ナレ
ヘシ是故ニ舉兵備武全非臣罪次剝髮事

北前ニ不_レ鑿_レ機者定テ舌ヲ翻サシ歟今逆
徒不_レ測滅テ天下雖_レ屬無事與黨猶隱身伺
隙不可有_レ不待時此時上無威嚴下必可有
暴慢心サレハ文武ノ二道同ク立テ可_レ治
今ノ世也我若_レ歸剃髮深衣體捨虎賁猛將
威於武全朝家人誰哉云々抑我栖台嶺幽
溪纔守一門跡幕府上將遠靜一天下國家
ノ用何_レシヲカ為_レ吉此兩篇速ニ被_レ下勅許

様ニ可_レ經奏聞被_レ仰則清忠ヲ被_レ返ケル
清忠卿歸參シテ此由ヲ奏聞シケレハ主
上具ニ被_レ聞召居大樹位全武備守ケニモ
為_レ朝家似_レ忘_レ人嘲高氏誅罰ノ事彼不忠何
事ソ乎太平ノ後天下ノ士卒猶抱_レ恐懼心
若無罪行罰諸卒豈成安堵思哉余ハ於大
樹任不可有_レ子細至高氏誅罰事堅ク可_レ留
其_レ公_レ有_レ聖斷被_レ成_レ征夷將軍宣旨依_レ之宮ノ

御憤ニ散シケルニヤ六月十七日志貴ヲ
御立有テ八幡ニ七日御逗留有テ同二十
三日御入洛アリ云々時移リ事去テ萬ツ
昔ニ替ル世ナレトモ天台座主忽ニ蒙。將。
軍。宣。旨。帶。甲。胃。召。具。隨。兵。御。入。洛。有。シ。分。野
ハ珍カリシ壯觀也

按本書任。越。六。月。三。日。と。云。は。増。鏡。同。月
十三日と云。は。ソ。レ。其。彼。文。子。つ。ま。ま。考。る。に

室の成憤とも云々とありて十七日に
志貴の毗沙門堂を成出立と云。は。是
の時勢急。な。れ。一。と。云。は。三。日。の。事
と云。は。一。て。ハ。十。七。日。ま。ま。い。り。に。も。程。違
々。ハ。増。鏡。子。十。三。日。此。事。と。傳。へ。る。を
心に。正。し。や。り。し。ま。し。也

増鏡云。月。草。此。西。孝。二。年。六。月。十。三。日。大。た。り。

のみや。於。子。つ。り。勢。給。此。月。此。子。由。久。一。お

かゝる御元もつを以てまきし^ら貯るおとこよ
なり孫くまかり此あう地のまき^らの味
ちぬひ^られと^ら少物をて海りりて
ま馬に^らつ^ら孫く^らハ^らお^らの^らに^ら格^ら一
けあふま此の^らぬ^らと^らお^らめ^らこ^らま^らく^らみ^らう^らと
の新ま^らあ^らと^らあ^らる^らま^ら一^らう^らあ^らま^らす^ら
やうに^らま^らう^らん^らの^らせん^ら一^らを^らう^らぬ^らり
孫ぬ^らち^らう^らされ^ら一^ら人^らく^ら本^らを^らあ^らく^らま^らを^らい^らみ

ほるま^らる^らう^らま^らに^ら一^ら本^らの^らま^らあ^らん^らか^らこ
し^らる^らを^ら

保曆間記云先帝^{後醍醐}攝津國西ノ宮迄御上有

リ^{元弘三}同六月四日東寺へ入セ給テ同五日ニ

威儀ヲ調テ則内裏へ入セ給テ重祚有キ

爰ニ諸人賞ヲ行ハル而ルニ尊氏昇殿官

途ハ成夕リケレトモ指ル恩賞モナシ其

故ハ大塔宮還俗御座テ宮將^ら軍^らト申ケル

カサニヘ申サセ給ケリ尊氏兵権ヲ取テ
ハ昔ノ頼朝ニ不可替此大ニ誅罰セラレ
ヘシト申サレケルヲ帝サシモノ軍忠ノ
仁也トテ無其儀彼宮種々ノ計事ヲ廻テ
便宜アラハ尊氏ヲ打ントセラレケレト
モ東國ノ武士多ハ尊氏方也ケル上ニ譜
代ノ武勇ナレハ輒モ打レス將軍ニサヘ
ナサルヘシト聞ユ宮ハツカサシ給キニ

呂兵部卿護良親王ト申ス征夷將軍ニナ
ラヌ事ヲ鬱憤シテトカク思計給ケル程
ニ東國ノ武士多ハ出羽陸奥ヲ領シテ其
カモアリ是ヲ取放サント議シテ當今ノ
宮義良一所可奉下トテ國司ニハ土御門ノ入
道大納言親房ノ息男顯家卿ヲナシテ父
子共ニ下サル誠ニ關東ノ侍モ多付テソ
下リケル彼兩國ハ日本半國ナント申國

ナレハ如此計給ケルモ謂アリ同十二月
主上ノ宮成良親王ト申ニ尊氏舍弟左馬
頭直義朝臣相副テ関東ハケ國為守護下
向アリ鎌倉ノ將軍トソ申ケルサレトモ
出羽奥州ヲ取放サルニ元間関東國武士多ハ
奥州へ下ル間古ノ関東ノ面影モ無リケ
リ

皇胤紹運録云成良親王後醍醐皇子前坊上野

大守征夷將軍建武三十一十四立坊
太平記云中前代蜂起條今天下一統ニ帰シテ寰
中雖無事朝敵ノ餘黨東國ニ在又へケレ
ハ鎌倉ニ探題ヲ一人ヲカテハ惡カリ又
へシトテ當今第八ノ宮ヲ征夷將軍ニナ
シ奉テ鎌倉ニソ置進セラレケル

按成良親王將軍室下ハ鎌倉子下向の
あり有ハ南西の北を次子引多神

皇正統記より多し鎌倉下向の後建武
元年の以補きられりともう也

職系抄云之弘一統之初兵部卿護良親王
暫任之其後上院大守成良親王令兼之院

建武三年二月被止其号

神皇正統記云同元弘三十二月左馬以源成義の

於臣相授字を兼して下向是も四品上

院の左守成良親王をともしけふは親

王後子志いらく征夷大將軍を兼て世孫

子直義と高氏、中建武乙亥の秋

のち海而ひ高時、時行餘類謀反をおこして

禰倉よりぬ直義と成良親王を引つ

きて参河國をこれりれり

同書... 益山宗草... 小徳由人

武家名目抄稿第六冊

左 卷之三 目錄 第六冊 通定 下 分 九 卷 定 前

明治十五年七月十五日旧稿校正 小野由久

同年七月十九日再校并書 盛山宗卓

同年同月廿一日校合了 小野由久



明治十六年八月

校合

新井甲子之助

五引 七次 新井 甲子 之助 校合 新井 甲子 之助

